

健全化判断比率等の算定方法（案）

平成19年11月現在

実質赤字比率＝	$\frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
---------	--

[趣旨] 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

(1) 一般会計等

一般会計等 = 一般会計及び特別会計のうち次に掲げるもの以外のもの

- イ 地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第二条の適用企業に係る特別会計
- ロ 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第六条の公営企業に係る特別会計のうち、イ以外のもの
- ハ 上記イ及びロに掲げるもののほか、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業、老人保健医療事業(平成23年3月31日まで)、農業共済事業、介護サービス事業、駐車場事業、交通災害共済事業、収益事業、公立の大学又は大学の医学部若しくは歯学部附属する病院に関する事業及び有料道路事業に係る特別会計

(2) 実質赤字額

実質赤字額 = 繰上充用額 + (支払繰延額 + 事業繰越額)

- ・ 繰上充用額 = 歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
= 形式赤字 + (継続費の通次繰越額 + 繰越明許費繰越額 + 事故繰越額 - 未収入特定財源)
- ・ 支払繰延額 = 実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・ 事業繰越額 = 実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

(3) 標準財政規模

標準財政規模 = 地方財政法第五条の四第一項第二号に規定する標準的な規模の収入の額として政令で定めるところにより算定した額(地方財政法施行令(昭和二十三年政令第二百六十七号)附則第十二条第二項の規定により臨時財政対策債発行可能額を含む)

連結実質赤字比率＝	$\frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$
-----------	--

[趣旨] 全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

(1) 連結実質赤字額

連結実質赤字額 = 次のイ及びロの合計額がハ及びニの合計額を超える場合の当該超える額

イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額

ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額

・資金の不足額（法適用企業）＝〔流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産〕－解消可能資金不足額（仮称）

・資金の不足額（法非適用企業）＝〔繰上充用額＋支払繰延・事業繰越＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高〕－解消可能資金不足額（仮称）

※ 事業の性質上、事業開始後一定期間に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から一定額（①＋②）を控除する予定（解消可能資金不足額（仮称））。

〔解消可能資金不足額（仮称）の算定方法〕

① 次のいずれかの方式で算定した額

- ・ 累積償還償却差額算定方式
- ・ 減価償却前利益による耐用年数以内償還可能額算定方式
- ・ 個別計画策定算定方式

② 資金不足額にカウントされている特定の地方債の現在高のうち退職手当債等の現在高

※ 事業として土地の販売を行う企業について、販売を目的として所有する土地の売却による収入見込額に係る特例を設ける予定（売出を開始した土地の売却による収入の見込額のみを黒字要素として算入する予定。）。

※ 資金の不足額については、後述の「資金不足比率」の算定に用いる「資金の不足額」と同じ額とする。

ハ 一般会計及び公営企業会計以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額

ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

・ 資金の剰余額（法適用企業）＝ 流動資産－流動負債－建設改良費等以外の経費の財源に

充てるために起こした地方債の現在高

- ・ 資金の剰余額（法非適用企業）＝ 実質黒字額－建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高

※ 事業として土地の販売を行う企業について、販売を目的として所有する土地の売却による収入見込額に係る特例を設ける予定（売出を開始した土地の売却による収入の見込額のみを黒字要素として算入する予定）。

※ 事業として土地の販売を行う企業においては、土地の取得、造成等の経費の財源に充てた地方債・他会計借入金の現在高を資金の剰余額から控除する予定。

(2) 実質黒字額

実質黒字額 ＝ 歳入（繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額を除く）が歳出を超える場合の当該超える額

実質公債費比率＝	(元利償還金＋準元利償還金)－(特定財源＋	の3カ 年平均
	元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	
	標準財政規模－ (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)	

[趣旨] 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

将来負担比率＝	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$
---------	--

[趣旨] 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高

満期一括償還地方債の現在高を含めた実額ベースの現在高を計上

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額

債務負担行為に基づく支出予定額のうち、地方財政法第五条各号に規定する経費の支出に係る比率算定年度の前年度末日において支出が確定している額であって当該団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額とする。

具体的には、同条各号に規定する経費に係る以下の①～⑥に掲げる額のうち、当該団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額の合計額とする。

- ① P F I 事業に係るもののうち、公共施設又は公用施設の建設事業費等に係る経費の支出予定額
- ② 大規模な宅地開発又は住宅建設に関連して地方公共団体に代わって住宅・都市整備公団等の宅造融資を受けた者が行う公共施設等の建設に要する経費のうち当該地方公共団体が負担する費用の支出予定額
- ③ 国営事業等（国営土地改良事業・農地等保全管理事業・農業生産基盤整備事業等で、当該事業に要する費用の全部又は一部に財政融資資金が充てられているものに限る。）に対する負担金に係る経費の支出予定額
- ④ 地方公務員共済組合が建設した職員住宅その他の施設の無償譲渡を受けるために支払う賃借料に係る支出予定額
- ⑤ 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十七条第一項第一号イからホまでに規定する土地の取得に要する額
- ⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして当該団体において合理的かつ適切な算定方法に基づき算定した支出予定額

ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額

原則として、会計ごとに①と②の大きい方の額を計上（ただし、累積欠損金がない等の経営状況の

特によい企業については②の額)

- ① 現在の繰出基準で元金償還金へ繰出すことが予定される債務残高の額
 - ② 一般会計等以外の会計の元金償還に係る一般会計等の負担割合（一般会計等から一般会計等以外の会計への繰出金のうち一般会計等以外の会計の元金償還に充てられた額の割合）を地方債残高に乗じた額
- 宅地造成事業については、宅地造成事業終了時における一般会計等が負担すべき実質的な負債（債務超過＝債務－資産）の額

二 組合等の地方債の元金償還に充てるための当該団体による負担等見込額

地方公共団体の一般会計等から、当該地方公共団体が加入する組合又は当該地方公共団体が設置団体である地方開発事業団が起こした地方債の元金の償還に充てることが見込まれる額（※）とする。

※ 各団体に見込み方法の定めがある場合は当該方法により算定し、それが無い場合には実質公債費比率における組合が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等（地方財政法施行令第十一条第四号）の計算方法に準じた以下の計算方法によることを例とする（この場合、以下のⅠ・Ⅱに掲げる会計区分に応じ、当該各項目に定める算式によって得られる額の合計額）。

Ⅰ 組合等の会計が公営企業会計以外の会計

$$\text{当該会計の地方債残高} \times \left(\frac{A \times C / B}{C} \text{ の比率算定年度前3カ年平均} \right)$$

A：当該会計の元利償還金額に対する当該団体の一般会計等の負担金等の額（平成19年6月14日付総財地第150号「実質公債費比率等について」「3 準元利償還金（B）」「（4）組合が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等（政令第十一条第三号）」「①当該組合に公営企業会計がない場合」に規定されている計算方法により算出した額

B：当該会計における地方債の元利償還額

C：当該会計における地方債の元金償還額

Ⅱ 組合等の会計が公営企業会計

$$\text{当該会計の地方債残高} \times \left(\frac{A \times B \times D / C}{D} \text{ の比率算定年度前3カ年平均} \right)$$

A：平成19年6月14日付総財地第150号「実質公債費比率等について」「3 準元利償還金（B）」「（4）組合が起こした地方債の元利償還金に対する負担金等（政令第十一条第三号）」「②当該組合に公営企業会計のみがある場合」に規定されている計算方法により算出した額

B：Aにより算出した額に対する貴団体の一般会計等からの負担金等の割合（平成19年6月14日付け総財地第150号「実質公債比率等について」の「別紙1-3-1'」又は、「別紙1-3-5'」により算出した貴団体の負担割合）

C：当該会計における地方債の元利償還額

D：当該会計における地方債の元金償還額

ホ 退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額

以下の①・②の職員の区分毎に、当該区分に掲げる額の合算額（退職手当の支給業務を組合に処理させている地方公共団体にあつては、当該額に、比率算定年度の前年度末日に当該組合が解散するものと仮定した場合に当該団体が組合に対して納付すべき額若しくは当該団体に組合から返還されるべき額として算定した額を控除若しくは加算した額（※1））とする（零を下回る場合は零とする）

① 一般職に属する職員（教育長を除く）のうちその退職手当を一般会計等において実質的に負担することが見込まれる職員（※2）（退職手当の支給業務を組合に処理させている地方公共団体にあつては、当該団体において退職手当を支給したと仮定して、当該退職手当を当該団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれる職員）全員が比率算定年度の前年度末日に自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（以下「法」という。）第二条の三の基本額に相当する額及び調整額に相当する額として以下の退職手当の区分に応じ、当該各項目に掲げる額を合算した額（ただし、当該地方公共団体の退職手当の制度またはその管理の方法のために、次のイ・ロに掲げる額を算定することが困難と認められる団体にあつては、一般会計等における実質的な負担見込額として算定した額）

イ 法第二条の三の基本額に相当する額

→ 比率算定年度の前年度末月における給料月額に当該団体の条例（退職手当の支給業務を組合に処理させている地方公共団体にあつては、当該組合の条例）において勤続期間に応じて定められている法第三条第二項に相当する割合を、当該職員の勤続期間（休業期間等も含めた期間とする。以下同じ。）に応じて乗じて得た額

ロ 法第二条の三の調整額に相当する額

→ 以下の勤続期間の区分毎に、当該各項目に掲げる額の合計額

I 勤続期間が25年以上の職員

→ 比率算定年度の前年度末日に属する当該団体の条例（退職手当の支給業務を組合に処理させている地方公共団体にあつては、当該組合の条例）において定められている法第六条の四の職員の区分に相当する区分（以下「職員区分」という）に係る調整月額に三十を乗じて得た額と

当該職員区分より一区分調整月額が少ない職員区分に係る当該調整月額に三十を乗じて得た額の合計額。ただし、比率算定年度の前年度末日に調整月額が最も少ない職員区分に属する職員にあっては、当該調整月額に三十を乗じて得た額

Ⅱ 勤続期間が10年以上25年未満の職員（ただし、比率算定年度の前年度末日において調整月額が最も少ない職員区分に属する職員を除く）

→ 比率算定年度の前年度末日に属する職員区分に係る調整月額に十五を乗じて得た額と当該職員区分より一区分調整月額が少ない職員区分に係る当該調整月額に十五を乗じて得た額の合計額

② 特別職に属する職員（教育長を含む）のうちその退職手当を一般会計等において実質的に負担することが見込まれる職員（退職手当の支給業務を組合に処理させている地方公共団体にあつては、当該団体において退職手当を支給したと仮定して、当該退職手当を当該団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれる職員）

→ 当該職員全員が比率算定年度の前年度末日に自己の都合により退職するものと仮定した場合に支給すべき退職手当の額の合計額

※1 退職手当の支給業務を組合に処理させている地方公共団体において、比率算定年度の前年度末日に当該組合が解散するものと仮定した場合に、組合に対して納付すべき額又は当該団体に組合から返還されるべき額の計算にあたっては、次の算式の例による。

$$\{ (A - B) + (C - (D - E)) \times (A/D) \} \times (G/F)$$

A：地方公共団体から組合へ退職手当に係る負担金として納付した額の累計額

B：組合から地方公共団体の職員に対して退職手当として支給した額の累計額

C：組合の退職手当の支給業務に係る積立金の残額

D：比率算定年度の前年度末日における組合の加入団体から当該組合へ退職手当に係る負担金として納付した額の累計額

E：組合から比率算定年度の前年度末日における当該組合の加入団体の職員に対して退職手当として支給した額の累計額

F：地方公共団体が組合に退職手当支給業務を処理させている当該団体の対象職員数

G：Fのうち、当該団体において退職手当を支給したと仮定して、当該退職手当を当該団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれる職員数

※2 当該地方公共団体の退職手当の制度またはその管理の方法のために、①のイ・ロに掲げる額を算定することが困難と認められる団体において、職員（教育長を除く）のうちその退職手当を一般会計等において実質的に負担することが見込まれる職員を特定するにあたっては、地方公務員給与実態調査の例等による。

へ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額

次に掲げる(1)～(6)に掲げる区分に応じ、当該団体の一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額として、該当するすべての区分について当該区分に定める額を合計した額とする。

(1) 地方道路公社の設立団体

→ 当該地方道路公社の比率算定年度の前年度末日における借入金（設立団体からの借入金及び道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（以下「法」という。）第十二条に規定する認可を受けていない指定都市高速道路の新設又は改築に係る借入金を除く）の残高が、次の①・②に掲げる業務の区分に応じ当該区分に掲げる額を合算した額を超える場合における当該超える額（ただし、他の都道府県又は他の都道府県及びそれらの区域内の地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第八条の市と共同して地方道路公社を設立した地方公共団体にあつては、当該団体において合理的かつ適切な算定方法に基づき算定した額）

① 法第十条及び第十二条に規定する道路の新設又は改築に係る業務

→ 料金の徴収期間内の収入見込額として当該地方道路公社の設立団体において算定した額から、料金の徴収期間内の支出見込額として当該団体において算定した額及び比率算定年度以降に借り入れることが見込まれる当該借入金の額の合算額を控除して得られる額を、路線毎に計算して合計した額（※1）から当該借入金の償還額に充てることができる道路事業損失引当金に係る額を控除した額

② ①に掲げる業務以外の業務

→ 業務毎に実施が見込まれる期間として当該地方道路公社の設立団体において算定した期間（以下「事業実施見込期間」という。）（※2）内の収入見込額として当該団体において算定した額から、事業実施見込期間内の支出見込額として当該団体において算定した額を控除して得られる額を、業務毎に計算して合算した額（※3）

※1 ①の計算にあたっては次の算式の例による。

$$(A - B - C) \times \left[\frac{D - E}{F - G} \quad \text{の比率算定年度前3ヶ年平均} \right]$$

A：路線（法第十三条に規定する道路の新設又は改築に係る業務を実施している地方公共団体にあつては、料金の徴収を開始している路線に限る）毎に国土交通大臣に提出している収支予算の明細上の、比率算定年度以降の収入予定額

B：Aに掲げる収支予算の明細上の、比率算定年度以降の支出予定額

C：Aに掲げる収支予算の明細上の、比率算定年度以降の借入予定額

D：当該年度における路線毎の収入額

E：当該年度における路線毎の支出額

F：当該年度におけるAに掲げる収支予算の明細上の収入額

G：当該年度におけるAに掲げる収支予算の明細上の支出額

※2 ②の事業実施見込期間の計算にあたっては、次の計算方法の例による。

経済的残存使用年数（当該事業における主要な固定資産について、物理的、経済的にあと何年間使用できるかを自主的に見積もった年数）等を用いる。

※3 ②の収入見込額及び支出見込額の算定にあたっては、原則として比率算定年度前3カ年の収入及び支出の実績を考慮して算定する。

(2) 土地開発公社の設立団体

→ 以下の①・②に掲げる額の合計額

① 公有地の拡大の推進に関する法律（以下「法」という。）第十七条第一項第一号イからホまでに規定する土地の当該地方公共団体による買取りに要する額（ 債務負担行為に基づく支出予定額の⑤に掲げるもの以外のもので、比率算定年度の前年度末日において支出が確定している額に限る）のうち、当該土地の買取りに係る土地開発公社の債務について当該団体が保証契約をしている場合の当該保証額

② 当該団体が設立団体である土地開発公社の比率算定年度の前年度末日における貸借対照表上の負債の額（設立団体からの借入に係る額のうち比率算定年度以降に返済する額を除く）の残高が次のイ～トに掲げる額を合算した額を超える場合における当該超える額（ただし、他の地方公共団体と共同して土地開発公社を設立した地方公共団体又は設立団体以外に出資した者がいる土地開発公社の設立団体にあつては、当該団体において合理的かつ適切な算定方法に基づき算定した額に限る）

イ 当該公社の保有する法第十七条第一項第一号イからホまでに規定する土地の買取りに要する額（ただし、国等の買取りに要する額にあつては、当該団体による土地の買取りが確実と見込まれる額に限る）

ロ 当該公社の比率算定年度の前年度末日における貸借対照表上の現金及び預金の額

ハ ロに掲げる貸借対照表上の事業未収金の額（ただし、法第十七条第一項第一号イからホまでに規定する土地に係る額を除く）

ニ 当該公社の保有する法第十七条第一項第二号に規定する土地の取得原価又は当該土地の時価として総務大臣の定めるところにより算定した額（※）のいずれか少ない額

ホ ロに掲げる貸借対照表上の関連施設の額

へ ロに掲げる貸借対照表上の投資その他の資産の額（ただし、ロに掲げる貸借対照表上の投資その他の資産の額の中の賃貸事業の用に供する土地の額を除く）

ト へに掲げる賃貸事業の用に供する土地の取得原価又は当該土地の時価として総務大臣の定めるところにより算定した額（※）のいずれか少ない額

※ 次のⅠ～Ⅳに掲げる土地の区分に応じ、当該区分に掲げる額の合計額とする方向で検討中。

Ⅰ 開発が完了している場合 当該土地の販売見込額から販売経費等の見込額を控除した額

Ⅱ 開発は完了しているが処分されていない場合 Ⅰ又は次のいずれかにより算定した額

$$A \times (1 - d)^n$$

A：当該土地の販売公表価格

d：逓減率

n：当該土地の売出し開始時から比率算定年度の前年度末日までの経過年数（1年未満については切捨）

Ⅲ 開発後販売する場合 完成後販売見込額から造成経費等の見込額を控除した額

Ⅳ 開発が一定の期間中断している場合 当該土地の取得原価に近傍公示地価等の下落率を乗じた額

(3) 地方独立行政法人の設立団体

→ 公営企業型地方独立行政法人以外については当該地方独立行政法人の比率算定年度の前年度の貸借対照表上の繰越欠損金の額（公営企業型地方独立行政法人については検討中）

(4) 土地開発公社の出資団体

→ (2)により算定した額又は当該公社の債務について当該団体が保証契約をしている場合の当該保証額のいずれか少ない額

(5) 法第十七条第一項第一号に係る土地を買い取る地方公共団体で、かつ、当該土地の買取りに係る土地開発公社の債務について保証契約をしている団体（地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二条第四号ロに該当する団体及び上記(2)・(4)に掲げる団体を除く）

→ 法第十七条第一項第一号イからホに規定する土地の当該地方公共団体による買取りに要する額（比率算定年度の前年度末日現在において支出が確定している額に限る）のうち、当該土地の買取りに係る土地開発公社の債務について当該団体が保証契約をしている場合の当該保証額

(6) 法人のために損失補償を行っている地方公共団体、個人のために損失補償を行っている地方公共団体又は個人の債務について保証契約を行っている地方公共団体

→ 検討中（別添参考資料参照）

チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

以下の①・②に掲げる組合又は地方開発事業団（以下「組合等」という。）の区分に応じ、該当するすべての区分に定める額の合計額とする。

① 組合等の連結実質赤字額に相当する額について、当該組合の加入団体間又は当該地方開発事業団の設置団体間で按分方法が取り決められている当該組合等

→ 当該按分方法に従って計算した額

② 組合等の連結実質赤字額に相当する額について、当該組合の加入団体間又は当該地方開発事業団の設置団体間で按分方法が取り決められていない当該組合等

→ 次に掲げる当該団体が加入している組合又は当該団体が設置団体である地方開発事業団の区分に応じ、当該各項目に定める額の合計額

イ 組合

→ 組合に設置されている会計のうち実質赤字額（当該会計が公営企業会計の場合は資金不足額）に相当する額（以下「赤字額」という。）がある会計における当該赤字額に当該会計における全加入団体の負担金の額に占める当該団体の一般会計等から支出された負担金の額の割合を乗じて得た額が、実質黒字額（当該会計が公営企業会計の場合は資金剰余額）に相当する額（以下「黒字額」という。）がある会計における当該黒字額に当該会計における全加入団体の負担金の額に占める当該団体の一般会計等から支出された負担金の額の割合を乗じて得た額を超える場合における当該超える額

ロ 地方開発事業団

→ 当該地方公共団体が地方開発事業団に委託した事業のうち、実質赤字額（地方自治法第三百八条第二項に規定する特定事業にあつては資金不足額）に相当する額（以下「赤字額」という。）がある事業における当該赤字額が、実質黒字額（特定事業にあつては資金剰余額）に相当する額（以下「黒字額」という。）がある事業における当該黒字額を超える場合における当該超える額のうち、当該地方公共団体の一般会計等における実質的な負担額として当該団体において合理的かつ適切な算定方法に基づき算定した額

リ 上記イからへまでに充当することができる地方自治法第二百四十一条の基金

当該地方公共団体に設置されている地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金のうち次の①～③以外の基金（比率算定年度の前年度末日に当該基金を廃止するものと仮定した場合に国及び他の地方公共団体に返還することとならない部分に限る）であつて、現金、預金、国債、地方債及び政府保証債等として保管しているもの

① 災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第三十七条に定める災害救助基金

- ② 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四百七条に定める介護保険財政安定化基金
- ③ 地方財政法第六条の公営企業の特別会計に係る基金

又 特定の歳入見込額

以下の①～③に掲げる特定の歳入の区分に応じ、当該区分に定める額の合計額とする。

- ① 特定の歳入を地方公共団体に対して支出する者が、当該支出金の支払義務を負い、かつ、その支出金額のうち地方公共団体の財政の健全化に関する法律(以下「法」という。)第二条第四号イに規定する地方債の償還額又は口から二までに掲げる額に充てることができる金額が確定している当該特定の歳入
 - 当該充当可能額
- ② 特定の歳入を地方公共団体に対して支出する者が当該支出金の支払義務を負っているものうち支出金額が確定していない特定の歳入又は法第二条第四号イに規定する地方債の償還額又は口から二までに掲げる額に充てることができる金額が確定していない特定の歳入
 - 元金償還金(ないし元金償還金相当額)に対する歳入実績の割合の過去3カ年の平均値を、地方債等の将来負担額要素の残高に乗じて得た額の合計額
- ③ 特定の歳入を地方公共団体に対して支出する者が、当該支出金の支払義務を負っていない当該特定の歳入
 - 当該地方公共団体において歳入が確実に見込まれる額

ル 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

地方債の償還等に要する経費として、公債費又は事業費補正若しくは密度補正により比率算定年度以降において基準財政需要額に算入されることが見込まれる額として、総務大臣の定めるところにより算定した額とする。

資金不足比率＝	$\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$
---------	--------------------------------------

[趣旨] 公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率

(1) 資金の不足額

資金の不足額（法適用企業）＝ [流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産]
 －解消可能資金不足額（仮称）

資金の不足額（法非適用企業）＝ [繰上充用額＋支払繰延・事業繰越＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高]
 －解消可能資金不足額（仮称）

※ 事業の性質上、事業開始後一定期間に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から一定額（①＋②）を控除する予定（解消可能資金不足額（仮称））。

[解消可能資金不足額(仮称)の算定方法]

①次のいずれかの方式で算定した額

- ・ 累積償還償却差額算定方式
- ・ 減価償却前利益による耐用年数以内償還可能額算定方式
- ・ 個別計画策定算定方式

②資金不足額にカウントされている特定の地方債の現在高のうち退職手当債等の現在高

※ 事業として土地の販売を行う企業について、販売を目的として所有する土地の売却による収入見込額に係る特例を設ける予定（売出を開始した土地の売却による収入の見込額のみを黒字要素として算入する予定。）。

- ・ 資金の不足額については、前述の「連結実質赤字比率」の算定に用いる「資金の不足額」と同じ額とする。

(2) 事業の規模

事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額

事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

※ 営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額が零となる場合には、営業収益の額に代

えて経常収益の額を用いる。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」
(調達した資金規模) を示す資本及び負債の合計額。